

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三号中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「水素指数」を削り、同表第四号中「量」の下に「。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」を加え、「全有機炭素計測定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル」に改め、「こと。」の下に「過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。」を加え、同表第六号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第二項の表第二号中「等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「（全有機炭素（TOC）の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル」に改め、同表第三号中「規定する方法」の次に「。ただし、試料は希釈せずに使用すること。」を加え、同表第四号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 旅館業許可申請書 | | 年 月 日 |
| (宛先) 埼玉県 保健所長 | | 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 |
| | | 年 月 日生 |
| | | 電 話 |
| 下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。 記 | | |
| 1 営業施設の名称 | | |
| 2 営業施設の所在地 | (電話) | |
| 3 営業の種別 | 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 簡易宿所営業の場合にあつては、宿泊者の数 (人) | |
| 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、その旨 | | |
| 5 営業施設の構造設備の概要 | (1) 建築物の配置図、立面図及び平面図並びに建築設備図 (100分の1の縮図) 別紙のとおり (2) 構造仕様書 別紙のとおり (3) 入浴設備の給排水の配管図 別紙のとおり | |
| 6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容 | 有・無 | |
| 7 施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に在する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図 (2,500分の1の縮図) 別紙のとおり | | |
| 8 旅館業法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による入浴設備に係る水質の基準の一部適用除外を求める場合 | 基準 | |
| | 理由 | |
| 9 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に入浴設備の管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及び代表者の氏名 | 名 称 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 10 建築確認の有無 | 有 (年 月 日第 号) | (1) 検査済証交付 (年 月 日第 号) (2) 検査済証未交付 (理由) |
| | 無 (理由) | |
| 11 申請理由の別 | 新規 ・ 営業譲渡 | |
| 12 (営業譲渡の場合) 3～5及び10について既存の営業からの変更の有無 | 変更あり ・ 変更なし | |

- 添付書類 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 2 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書面の写し
 3 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者は、枠内3～5及び10の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
 2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第九号中「旅館業承継承認申請書」や「旅館業承継承認申請書(合併・分割)」及び「あて先」や「宛先」に於て「㊦」を削り、同様式の添付書類を次のように定める。

添付書類

1 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

2 合併又は分割する事実及び年月日を確認できる書類

様式第十号中「旅館業承継承認申請書」や「旅館業承継承認申請書(相続)」及び「㊦」や「㊧」を削り、同様式の添付書類一中「戸籍全部事項証明書」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式の注を削る。

様式第十号中「㊦」を削り、同様式の注を次のように定める。

注 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合にあつては、登記事項証明書を提示してください。

様式第八号中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。